

宅地造成等規制法管轄状況（法第8条、11条～18条）

（16都道府県、15政令指定都市、37中核市、5施行時特例市、75事務処理市町村）

R3年4月1日現在

管轄区分	団体名	管轄面積（ha）	規制区域を含む市区町村名等
北海道	(A) 北海道	39,895	江差町、洞爺湖町、安平町、厚真町
	(B) 札幌市	28,859	【中央区、豊平区、南区、西区、厚別区、手稲区、清田区】
	(C) 函館市	266	
	(C) 旭川市	608	
	(E) 小樽市	13,021	
	(E) 室蘭市	4,197	
	(E) 釧路市	2,553	
	(E) 北見市	1,499	
	(E) 網走市	1,617	
	(E) 苫小牧市	21,900	
	(E) 富良野市	390	
	(E) 登別市	7,880	
	(E) 北広島市	10,135	
	(E) 白老町	8,820	
小計		141,640	
岩手県	(A) 岩手県	(9,738)	（釜石市、宮古市の4ha以上の宅造面積のものに限る）
	(C) 盛岡市	3,110	
	(E) 宮古市	3,158	4ha未満の宅造面積のものに限る（※管轄面積には、4ha以上の岩手県管轄分を含む）
	(E) 釜石市	6,580	4ha未満の宅造面積のものに限る（※管轄面積には、4ha以上の岩手県管轄分を含む）
小計		12,848	
宮城県	(B) 仙台市	13,162	【青葉区、宮城野区、太白区、泉区】
小計		13,162	
福島県	(C) 福島市	1,164	
小計		1,164	
栃木県	(C) 宇都宮市	1,009	
	(E) 足利市	687	
	(E) 鹿沼市	557	
小計		2,253	
群馬県	(A) 群馬県	59	みどり市
	(C) 高崎市	1,732	
	(E) 桐生市	5,605	
小計		7,396	
千葉県	(A) 千葉県	869	銚子市、勝浦市
	(B) 千葉市	3,214	【中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区】
	(C) 船橋市	434	
	(C) 柏市	2,527	
	(E) 市川市	1,030	
	(E) 木更津市	2,178	
	(E) 松戸市	985	
	(E) 成田市	1,820	
	(E) 佐倉市	2,209	
(E) 八千代市	12		
小計		15,279	
東京都	(A) 東京都	6,317	三鷹市、青梅市、調布市、小金井市、日野市、東久留米市、多摩市、稲城市、あきる野市
	(C) 八王子市	8,902	
	(E) 世田谷区	246	
	(E) 板橋区	526	
	(E) 町田市	6,307	
小計		22,297	
神奈川県	(A) 神奈川県	2,690	逗子市、葉山町、湯河原町
	(B) 横浜市	27,206	【全区】
	(B) 川崎市	5,790	【中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区】
	(C) 横須賀市	7,746	
	(D) 小田原市	375	
	(E) 鎌倉市	3,213	
(E) 藤沢市	705		
小計		47,725	
石川県	(C) 金沢市	3,875	
小計		3,875	
岐阜県	(A) 岐阜県	3,987	土岐市
	(C) 岐阜市	1,777	
	(E) 多治見市	2,726	
小計		8,490	
静岡県	(A) 静岡県	10,533	東伊豆町、下田市、河津町、南伊豆町
	(B) 浜松市	3,220	
	(E) 熱海市	4,318	
	(E) 伊東市	11,661	
	(E) 御殿場市	3,730	
(E) 伊豆の国市	2,531		
小計		35,993	

宅地造成等規制法管轄状況（法第8条、11条～18条）

（16都道府県、15政令指定都市、37中核市、5施行時特例市、75事務処理市町村）

R3年4月1日現在

管轄区分	団体名	管轄面積（h a）	規制区域を含む市区町村名等
愛知県	(A) 愛知県	12,348	知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町、阿久比町、東浦町
	(B) 名古屋市	8,894	【千種区、昭和区、瑞穂区、守山区、緑区、名東区、天白区】
	(C) 岡崎市	2,834	
	(C) 豊田市	1,752	
	(D) 春日井市	3,797	
	(E) 瀬戸市	3,313	
	(E) 東海市	1,145	
(E) 大府市	1,860		
小計		35,943	
滋賀県	(C) 大津市	20,035	大津市
	(E) 長浜市	4,809	長浜市
	(E) 高島市	20,556	高島市
小計		45,400	
京都府	(A) 京都府	7,778	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町
	(B) 京都市	18,236	【北区、上京区、左京区、東山区、右京区、伏見区、山科区、西京区】
小計		26,014	
大阪府	(A) 大阪府	5,485	四條畷市、交野市、島本町、熊取町
	(B) 堺市	4,000	
	(C) 豊中市	921	
	(C) 吹田市	1,896	
	(C) 高槻市	6,545	
	(C) 枚方市	3,118	
	(C) 八尾市	752	
	(C) 寝屋川市	484	
	(C) 東大阪市	1,385	
	(D) 岸和田市	3,453	
	(D) 茨木市	4,913	
	(E) 池田市	1,124	
	(E) 貝塚市	1,729	
	(E) 泉佐野市	2,221	
	(E) 大東市	657	
	(E) 和泉市	3,998	
	(E) 箕面市	3,017	
	(E) 柏原市	792	
	(E) 羽曳野市	1,080	
	(E) 泉南市	2,845	
	(E) 阪南市	2,472	
	(E) 富田林市	2,713	
	(E) 河内長野市	4,365	
	(E) 大阪狭山市	512	南河内広域事務室（自治法第252条の7第1項の規定による内部組織及び職員のみ3市2町1村共同設置）にて一括処理
	(E) 太子町	717	
	(E) 河南町	1,139	
(E) 千早赤阪村	1,331		
(E) 豊能町	3,120		
(E) 能勢町	6,320		
(E) 岬町	1,995		
小計		75,099	
兵庫県	(A) 兵庫県	69,718	洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、宍粟市、南あわじ市、淡路市、加東市、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町、佐用町、多可町
	(B) 神戸市	22,930	【全区】
	(C) 姫路市	8,190	
	(C) 明石市	288	
	(C) 西宮市	4,163	
	(D) 宝塚市	3,259	
	(E) 川西市	2,879	
(E) 三田市	9,828		
小計		121,255	
奈良県	(A) 奈良県	24,935	大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、宇陀市
	(C) 奈良市	5,150	
小計		30,085	
和歌山県	(C) 和歌山市	11,488	
	(E) 海南市	1,339	
	(E) 橋本市	4,406	
	(E) 田辺市	4,451	
	(E) 新宮市	404	
	(E) 紀の川市	964	
	(E) 白浜町	2,105	
(E) 那智勝浦町	1,682		
小計		26,839	

宅地造成等規制法管轄状況（法第8条、11条～18条）

（16都道府県、15政令指定都市、37中核市、5施行時特例市、75事務処理市町村）

R3年4月1日現在

管轄区分	団体名	管轄面積（ha）	規制区域を含む市区町村名等
岡山県	(A) 岡山県	27,482	備前市、井原市、津山市、美咲町、美作市、勝央町
	(B) 岡山市	3,340	
	(C) 倉敷市	6,416	
	(E) 玉野市	2,100	
	(E) 笠岡市	1,300	
小計		40,638	
広島県	(A) 広島県	(27,007)	大竹市、府中市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、 （竹原市の1ha以上の宅造面積のものに限る）
	(B) 広島市	59,126	【東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区】
	(C) 呉市	22,082	
	(C) 福山市	31,089	
	(E) 竹原市	10,666	1ha未満の宅造面積のものに限る（※管轄面積には、1ha以上の広島県管轄分を含む）
	(E) 三原市	24,968	
	(E) 尾道市	14,401	
	(E) 三次市	6,738	
	(E) 東広島市	39,240	
(E) 廿日市市	10,923		
小計		235,574	
山口県	(C) 下関市	6,040	
	(E) 岩国市	2,500	
	(E) 周南市	1,950	
小計		10,490	
愛媛県	(C) 松山市	2,002	
小計		2,002	
高知県	(C) 高知市	3,126	
小計		3,126	
福岡県	(B) 北九州市	5,166	【全区】
	(B) 福岡市	1,530	【博多区、南区、城南区、早良区】
小計		6,696	
長崎県	(C) 長崎市	3,127	
	(C) 佐世保市	2,356	
小計		5,483	
熊本県	(A) 熊本県	286	荒尾市
	(B) 熊本市	1,167	
小計		1,453	
大分県	(C) 大分市	10,798	
	(E) 別府市	4,423	
小計		15,221	
鹿児島県	(C) 鹿児島市	30,700	
小計		30,700	
管轄面積合計		1,024,140	

【注意事項】

- ・（A）は都道府県（（B）～（D）を除く）、（B）は政令指定市、（C）は中核市、（D）は施行時特例市、（E）は地方自治法第252条の17の2第1項による事務処理市町村を示す。
- ・本表の事務処理市町村の管轄面積とは、法8条（許可）、11条（協議）、12条（完了検査）、13条（監督処分）、14条（届出）、15条（勧告）、16条（命令）、17条（立入検査）、18条（報告徴取）の知事権限の一部又は全部を行なっている市町村の値。
- ・管轄面積のうち、（ ）内の面積は、「規制区域を含む市区町村名等」欄に（ ）書きで記載している一部事務処理市町村分を含む。